

盛岡市監査委員告示第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 24 年 7 月 2 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	藤 尾 善 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 24 年 1 月 26 日付け 23 盛監第 102 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 教育委員会事務局及び教育機関に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

平成 24 年 3 月 30 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男 様
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄 様
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三 様
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市教育委員会教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 1 月 26 付け 23 盛監第 102 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 学校教育課）

- (1) 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得てない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが 11 件見られた。当該時間外手当について、返納の手続きを行うことを求める。
- (2) 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の記載誤り及び合計時間数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが 4 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 所属長の決裁を得ていない時間外勤務について

ア 措置の内容

指摘があった時間外勤務について、平成 24 年 2 月 28 日までに返納の手続を行った。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

本人及び所属長の決裁内容等について、確認不足によるものであった。同様の事例を発生させないよう、全職員に周知徹底するとともに、今後においては、決裁時及び集計時に所属長及び庶務担当者の確認を徹底し、再発防止に努める。

(2) 勤務区分の記載誤り及び合計時間数の算定誤り

ア 措置の内容

指摘があった時間外勤務手当について、再計算し、平成 24 年 3 月 2 日までに追

給及び返納の手続きを行った。

イ 原因，予防策及び経過等を含めた内容

所属長及び庶務担当者の確認不足によるものであった。今後は，時間外勤務命令簿記入の際に内容が正確に記載されているかなどについて，本人に確認することを徹底させるとともに，所属長決裁時のチェック，庶務担当者による勤務実績報告書の作成時の再点検等，チェック体制を強化し，再発防止に努める。

平成 24 年 3 月 28 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市教育委員会
教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 1 月 26 日付け 23 盛監第 102 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 学務教職員課 ）

- (1) 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務及び休日勤務について、時間外勤務及び休日勤務手当が支給されているものが 6 件見られた。当該時間外勤務及び休日勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- (2) 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続を行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 所属長の決裁を得ていない時間外勤務及び休日勤務

ア 措置の内容

指摘のあった時間外勤務及び休日勤務手当について、3 月 27 日までに返納措置を行った。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

本人及び所属長の確認不足によるものであった。同様の事例を発生させないよう、全課員に周知徹底するとともに、今後においては、決裁時及び集計時に所属長及び庶務担当者の確認を徹底し、再発防止に努める。

(2) 勤務区分の記載誤りにより、支給額に誤りのあるもの

ア 措置の内容

時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものについて、正しい区分で支給額を算定し、3 月 30 日までに追給措置を行っ

た。

イ 原因，予防策及び経過等を含めた内容

原因は，時間外・休日勤務命令表における記入誤りであり，今後は集計及び決裁時のチェック体制を強化し，再発防止に努める。

23 盛教歴第 288 号
平成 24 年 3 月 30 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 武田 牧 雄
盛岡市監査委員 佐藤 敬 三
盛岡市監査委員 川村 幸 子 様

盛岡市教育委員会
教育長 千葉 仁一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 1 月 26 日付け 23 盛監第 102 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 歴史文化課）

- (1) 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の記載誤り及び勤務時間外数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが 2 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続を行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

当該時間外手当の追給については、平成 24 年 2 月 17 日に該当する職員への口座振込により完了した。

また、返納については、平成 24 年 2 月 14 日付けで該当する職員あてに返納通知を行った。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

原因は、時間外勤務命令票の勤務区分の記載の誤り及び勤務実績データベースへの入力段階における点検作業が不十分であったことによるため、各職員への注意喚起を行うとともに、点検作業は必ず 2 人以上で点検することとし、チェック体制を強化した。

23 盛教少第 11 号
平成 24 年 3 月 30 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男 様
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄 様
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三 様
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市教育委員会教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 1 月 26 日付け 23 盛監第 102 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（課名等 区界高原少年自然の家）
 - (1) 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが 29 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
 - (2) 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが 7 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続を行うことを求める。
- 2 措置の状況
 - (1) 所属長の決裁を得ていない時間外勤務
 - ア 措置の内容
時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務手当について、2 月 28 日までに返納の措置を行った。
 - イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容
本人及び所属長の決裁内容の確認不足によるものであった。今後、同様の事例を発生させないように、全職員に周知徹底するとともに、今後においては、決裁時及び集計時に再度、所属長及び庶務担当者が確認することとし、再発防止に努める。
 - (2) 勤務区分の記載誤りによる支給額誤り
 - ア 措置の内容
時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の記載誤りにより、支給額に誤りのあ

るものについて、正しい区分で支給額を算定し、2月24日までに追給及び返納の措置を行った。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

原因は、時間外・休日勤務命令表の勤務区分の記入誤りであり、職員に対し記入方法を再度周知徹底するとともに、今後は、集計及び決裁時のチェック体制を強化し、再発防止に努める。